○海上保安庁告示第二十九号

航路標識の性質その他の変更について、航路標識法（昭和二十四年法律第九十九号）第六条の規定により、次のように告示する。

平成二十七年三月十七日

海上保安庁長官　佐藤　雄二

名称　室戸岬港沖防波堤Ａ灯台
位置
所在地　高知県室戸岬港（沖防波堤Ａ外端）
北緯　三三―一五―四六
東経　一三四―〇九―三七
変更した事項
光達距離　実効光度七八カンデラ
光達距離　五・〇海里
変更年月日　平成二十六年十二月十五日

名称　砂津導灯（後灯）
位置
所在地　福岡県北九州市（前灯の南西方約七九〇メートル）
北緯　三三―五三―一六
東経　一三〇―五三―一七
変更した事項
位置　正規位置の五二度約三二メートル
変更年月日　平成二十六年十二月十五日
記事　一時変更

名称　大社港西防波堤灯台
位置
所在地　島根県大社港（西防波堤外端）
北緯　三五―二四―一〇
東経　一三二―三九―五一
変更した事項
光達距離　三八カンデラ
光達距離　四・〇海里
高さ　地上から構造物の頂部まで五・五メートル　平均水面上から灯火まで八・〇メートル
変更年月日　平成二十六年十二月十五日

名称　阿古港突堤灯台
位置
所在地　東京都三宅島三宅村（阿古港岸壁先端）
北緯　三四―〇四―〇四
東経　一三九―二八―三九

変更した事項
光達距離　実効光度三九〇カンデラ
光達距離　七・五海里
変更年月日　平成二十六年十二月十六日

名称　阿多田港本浦中防波堤灯台
位置
所在地　広島県大竹市（阿多田港本浦中防波堤外端）
北緯　三四―一一―四二
東経　一三二―一八―五四
変更した事項
光達距離　実効光度七八カンデラ
高さ　地上から構造物の頂部まで五・七メートル　平均水面上から灯火まで九・三メートル
変更年月日　平成二十六年十二月十六日

名称　陸奥塩釜灯台
位置
所在地　青森県三沢市（塩釜）
北緯　四〇―四八―一九
東経　一四一―二三―五七
変更した事項
灯質　群閃白光　毎六秒に二閃光
光達距離　実効光度三、七〇〇カンデラ
光達距離　一二・〇海里
変更年月日　平成二十六年十二月十八日

名称　小鯖港小鯖防波堤灯台
位置
所在地　宮城県気仙沼市（小鯖港小鯖南防波堤外端）
北緯　三八―五二―五三
東経　一四一―三八―三二
変更した事項
高さ　地上から構造物の頂部まで六・六メートル　平均水面上から灯火まで七・八メートル
記事　補正

名称　気仙沼港梶ケ浦防波堤灯台
位置
所在地　宮城県気仙沼港（梶ケ浦防波堤外端）
北緯　三八―五三―〇〇
東経　一四一―三六―〇七

変更した事項
高さ　地上から構造物の頂部まで四・七メートル　平均水面上から灯火まで六・二メートル
記事　補正

名称　大谷港向山防波堤灯台
位置
所在地　宮城県気仙沼市（大谷港向山防波堤外端）
北緯　三八―四九―〇一
東経　一四一―三四―三五
変更した事項
位置　宮城県気仙沼市（大谷港向山防波堤外端）
北緯　三八―四九―〇一
東経　一四一―三四―三五
記事　補正

名称　横須賀港南第一号灯標
位置
所在地　神奈川県横須賀港第五区（横須賀港西防波堤灯台の東北東方約一・四キロメートル）
北緯　三五―一七―三一
東経　一三九―四二―〇一
変更した事項
位置　神奈川県横須賀港第五区（横須賀港西防波堤灯台の東北東方約一・四キロメートル）
北緯　三五―一七―三一
東経　一三九―四二―〇一
記事　補正

名称　海獺磯灯標
位置
所在地　比岐島灯台（愛媛県今治市）の東北東方約三・二キロメートル
北緯　三四―〇四―〇二
東経　一三三―〇七―五四

変更した事項
位置
所在地　比岐島灯台（愛媛県今治市）の東北東方約三・二キロメートル
北緯　三四―〇四―〇一
東経　一三三―〇七―五四
高さ　地上から構造物の頂部まで五・六メートル　平均水面上から灯火まで九・〇メートル
記事　補正

名称　鵜石鼻灯台
位置
所在地　岡山県備前市（鹿久居島鵜石鼻）
北緯　三四―四二―一二
東経　一三四―二〇―二八
変更した事項
位置
所在地　岡山県備前市（鹿久居島鵜石鼻）
北緯　三四―四二―一三
東経　一三四―二〇―三〇
記事　補正

名称　大角鼻灯台
位置
所在地　香川県小豆郡小豆島町（大角鼻）
北緯　三四―二六―〇二
東経　一三四―二〇―一二
変更した事項
位置
所在地　香川県小豆郡小豆島町（大角鼻）
北緯　三四―二六―〇〇
東経　一三四―二〇―一五
記事　補正

名称　讃岐豊浜港西防波堤灯台
位置
所在地　香川県豊浜港（西防波堤外端）
北緯　三四―〇四―五〇
東経　一三三―三七―五〇
変更した事項
位置
所在地　香川県豊浜港（西防波堤外端）
北緯　三四―〇四―五三
東経　一三三―三七―五〇
記事　補正